

○佐賀県警察指掌紋取扱要綱の制定について（例規通達）

平成12年12月12日

佐本鑑第578号

改正 平成16年佐本務発第792号、19年 8 月佐本鑑発第120号、24年11月第128号、令和
5 年 3 月第19号

指紋等取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第13号）及び指紋等取扱規則（平成 9 年警察庁訓令第11号）が制定され、本県においては、平成11年 8 月 2 日から適用されるとともに、本県警察独自に指紋の照合を行う佐賀県警察指紋情報管理システムを導入し、既に運用していることなどに伴い、別添のとおりみだしの取扱要綱を制定し、平成13年 1 月 1 日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされた

い。

別添

佐賀県警察指掌紋取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、指掌紋取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、指掌紋取扱細則（平成 9 年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）及びその他別に定めるもののほか、佐賀県警察における指紋及び掌紋の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国システム

警察庁のシステムに接続された佐賀県内に設置の指掌紋業務端末装置及びライプスキャナをいう。

(2) 県システム

佐賀県内での犯罪経歴を有する者の指紋と遺留指紋又は押なつ指紋の照合を行う佐賀県警察指紋情報管理システムをいう。

(3) 指掌紋自動識別システム

国システム及び県システムをいう。

第 3 指掌紋記録等作成処理簿の記載

警察本部の犯罪捜査を所管する所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、規則第 3 条の規定により指紋記録等及び掌紋記録等（以下「指掌紋記録等」という。）を作成したときは、指掌紋記録等作成処理簿（様式第 1 号）に必要な事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

第 4 指掌紋資料の送付

警察署長等は、規則第 4 条第 2 項の規定により指紋資料及び掌紋資料（以下「指掌紋資料」という。）を刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送付するときは、指掌紋資料送付書（様式第 2 号）に添付して送付するものとする。

第 5 指掌紋記録等の整理・保管

1 鑑識課長は、規則第 4 条第 4 項の規定により指掌紋記録等を整理・保管すると

きは、指掌紋自動識別システムに登録することにより行うものとする。

2 指掌紋自動識別システムの運用及び維持管理については、別に定める。

第6 処分結果資料等の作成・保管等

1 処分結果資料の作成

警察署長等は、規則第4条第1項及び第2項の規定により指掌紋記録等を送信又は送付した後、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）から犯歴番号の通知を受けたときは、ライブスキャナを用いて、処分結果資料に作成番号、犯歴番号及び指紋資料記入事項を印字するものとする。

2 処分結果登録票の作成

警察署長等は、規則第4条第2項の規定により指掌紋資料を送付した後、警察庁犯罪鑑識官から犯歴番号の通知を受けたときは、処分結果登録票（様式第3号）を作成するものとする。

3 処分結果資料等の整理・保管

警察署長等は、処分結果資料又は処分結果登録票を暦年ごとに整理・保管し、身上事項の調査結果及び処分結果が明らかになったときは、当該資料にこれらの結果を記入し、その経緯を明らかにしておくものとする。

4 移送事件に対する調査

警察署長等は、指掌紋記録等を作成し、当該事件を検察庁に送致又は送付した場合において、当該事件が他の検察庁又は裁判所に移送されたときは、移送事件の処分結果照会書（様式第4号）により、当該移送先の検察庁又は裁判所に照会し、処分結果記録を作成しなければならない。

5 処分結果の経過記録

警察署長等は、指掌紋記録等を作成した被疑者に係る処分結果を警察庁犯罪鑑識官及び鑑識課長に送信したときは、その内容を速やかに指掌紋記録等作成処理簿に記載するものとする。

6 処分結果資料等の廃棄

警察署長等は、規則第5条第1項の規定により処分結果記録を作成し、警察庁犯罪鑑識官及び鑑識課長に送信したときは、当該処分結果記録に係る処分結果資料又は処分結果登録票を廃棄するものとする。

第7 現場指掌紋等の採取及び送付

1 現場指掌紋の採取

警察署長等は、現場指紋又は現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）を採取したときは、当該採取に係る資料の全てに次に掲げる事項を記載等しなければならない。

- (1) 採取年月日
- (2) 採取番号（一連番号）
- (3) 採取箇所、事件名
- (4) 採取物件
- (5) 立会人の署名押印
- (6) 採取者の署名押印
- (7) 印象部位の図示

2 協力者指掌紋の採取

- (1) 警察署長等は、協力者指紋及び協力者掌紋（以下「協力者指掌紋」という。）を採取するときは、協力者指掌紋用紙（様式第5号）を用いて行うものとする。
- (2) 警察署長等は、協力者指掌紋を採取するときは、協力者に対し、協力者指掌紋の採取目的、取扱い、廃棄方法等について十分な説明を行い、不安感等の除去に努めなければならない。

3 現場指掌紋等の送付要領

- (1) 警察署長等は、現場指掌紋及び協力者指掌紋を鑑識課長に送付するときは、事件ごとに現場指掌紋送付袋（様式第6号）に収納し、現場指掌紋送付簿（様式第7号）に必要事項を記載して、その処理経過を明らかにしておかなければならない。
- (2) 細則第6条に規定する現場指掌紋を送付する際に添付する書面は、現場指掌紋送付書（様式第8号）とする。

4 現場指掌紋の受理

鑑識課長は、警察署長等から現場指掌紋の送付を受けたときは、現場指掌紋受理簿（様式第9号）に記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

第8 遺留指掌紋の照会・回答

1 遺留指紋の照会

鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により対照した結果、遺留指紋があるときは、当該遺留指紋と県システムの指紋記録とを対照するものとする。この場合において、一致する指紋記録がないときは、規則第6条第3項の規定により警察庁犯罪鑑識官に遺留指紋の照会を行うものとする。

2 遺留掌紋の照会

鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により対照した結果、遺留掌紋があるときは、規則第6条第3項の規定により警察庁犯罪鑑識官に遺留掌紋の照会を行うものとする。

3 遺留指掌紋の通知

鑑識課長は、規則第6条第2項の規定により対照した結果、遺留指紋又は遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）があるときは、現場指掌紋受理簿に記載するとともに、その結果を当該遺留指掌紋を送付した警察署長等に通知するものとする。

4 照会経過の記録

鑑識課長は、規則第6条第3項により遺留指掌紋の照会を行う場合で、遺留指紋の照会を行うときは遺留指紋照会処理簿（様式第10号）に、遺留掌紋の照会を行うときは遺留掌紋照会処理簿（様式第11号）に必要事項を記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

5 照会結果の回答

鑑識課長は、規則第6条第4項の規定により遺留指掌紋を対照した場合において、一致する指紋記録又は掌紋記録（以下「指掌紋記録」という。）があったときは、当該遺留指掌紋を送付した警察署長等に対し、指掌紋による確認書（様式

第12号)によりその結果を通知するものとする。ただし、必要があるときは、指掌紋鑑定書(様式第13号)を作成し、送付するものとする。

第9 遺留指掌紋の登録・保管

1 遺留指紋の登録

鑑識課長は、遺留指紋の照会を行った場合において、一致する指紋記録がないときは、当該遺留指紋を当該事件の公訴の時効が成立するなど、保管の必要がないと判断されるまでの間、指掌紋自動識別システムに登録しておくものとする。

2 遺留掌紋の登録

鑑識課長は、遺留掌紋の照会を行った場合において、一致する掌紋記録がないときは、当該遺留掌紋を当該事件の公訴の時効が成立するなど、保管の必要がないと判断されるまでの間、国システムに登録しておくものとする。

3 遺留指掌紋の保管

鑑識課長は、遺留指掌紋を保管するときは、遺留指紋については遺留指紋票(様式第14号)に、遺留掌紋については遺留掌紋票(様式第15号)に、それぞれ必要事項を記載し、警察署別、年別、罪種又は手口別に整理・保管するものとする。

4 遺留指掌紋等の廃棄

警察署長等は、第9の3により保管する遺留指掌紋に係る事件の被疑者が検挙され、又は公訴の時効が成立するなどの理由により、保管の必要がないと判断したときは、鑑識課長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、鑑識課長は、当該事件に係る遺留指掌紋記録を抹消し、遺留指掌紋を廃棄するものとする。

第10 指名照会

1 名下指紋に対する指名照会

警察署長等は、署名の末尾又はこれに準じた箇所に押なつされた指紋(以下「名下指紋」という。)がある事件について、被疑者と認められる者が判明しているときは、鑑識課長に対して、氏名を指定してその者の指紋記録等と名下指紋との対照を依頼することができる。

2 指名照会の要領

規則第8条第1項又は第10の1により鑑識課長に対して指名照会を行うときは、指名照会書(様式第16号)を用いて行うものとする。

3 対照結果の回答

鑑識課長は、規則第8条第2項による指名照会の結果、一致する指掌紋記録等があったときは、当該指名照会を依頼した警察署長等に対して、指掌紋による確認書によりその結果を通知するものとする。ただし、必要があるときは、指掌紋鑑定書を作成し、送付するものとする。

第11 被疑者に係る緊急照会

1 警察署長等は、規則第9条第1項により被疑者に係る指掌紋照会を緊急に行うときは、電話によりその旨を事前に鑑識課長に連絡するものとする。

2 鑑識課長は、第11の1による緊急の照会(以下「緊急照会」という。)に係る指掌紋記録の送付を受けたときは、当該指掌紋記録と県システムの指掌紋記録とを対照し、一致する指掌紋記録を発見したとき、又は警察庁犯罪鑑識官から規則

第9条第1項に規定する指掌紋照会に係る回答を受けたときは、当該緊急照会をした警察署長等に対し、その旨を直ちに通知しなければならない。

第12 変死者等に対する照会

- 1 警察署長等は、規則第10条第1項の規定により変死者等に係る指掌紋照会（以下「変死者等照会」という。）を行う必要があるときは、鑑識課長に対し、電話によりその旨を事前に連絡するものとする。
- 2 警察署長等は、変死者等が犯罪経歴を有すると認めるときは、その者の指掌紋資料を鑑識課長に送付して当該変死者等の身上事項及び処分結果を照会するものとする。
- 3 鑑識課長は、前項の変死者等照会に係る指掌紋資料の送付を受けたときは、当該指掌紋資料と県システム又は鑑識課等に保管する指掌紋記録等とを対照するものとする。
- 4 鑑識課長は、県システムで一致する指紋記録を発見したとき、又は警察庁犯罪鑑識官から変死者等照会に係る回答を受けたときは、変死者等照会をした警察署長等に対し、その内容を直ちに通知しなければならない。

第13 指掌紋照会の経過記録

鑑識課長は、緊急照会及び変死者等照会を受理したときは、指掌紋照会受理簿（様式第17号）に記載し、その処理経過を明らかにしておかなければならない。
（様式省略）